

浜頓別町告示第40号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

浜頓別町ホームページ更新委託業務の公募型プロポーザルに係る手続きの開始について次のとおり公告する。

令和2年10月13日

浜頓別町長 菅原 信男

記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 浜頓別町ホームページ更新委託業務プロポーザル
- (2) 業務概要 浜頓別町ホームページ更新委託業務仕様書による
- (3) 履行期限 浜頓別町ホームページ更新委託業務実施要領による
- (4) 限度額 初期構築費 7,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）
保守運用経費年額概ね 1,500,000 円以内（消費税及び地方消費税含む。）

2 プロポーザルの参加資格

公募要領等の公表日において、浜頓別町入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の各号の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 浜頓別町及び本店所在地において市町村税等の滞納がないこと。また、障害等が生じた場合、迅速に対応できること。
- (6) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間において、本町から入札参加資格にかかる指名停止を受けていない者であること。
- (7) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- (8) 別紙「データセンター要求仕様一覧」を満たしたデータセンターよりサービス提供すること。

3 手続き等

(1) 公募に係るスケジュール及び参加表明書等の提出、提出期限並びに提出先等の詳細については、実施要領を参照すること。

(2) 実施要領、仕様書及び各種様式は、浜頓別町ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。

4 連絡先

浜頓別町役場総務課まちづくり係

住所 〒098-5792

枝幸郡浜頓別町中央南 1 番地

電話 01634-2-2345

FAX 01634-2-4766

Mail machizukuri@mail.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp